

全国木材資源リサイクル協会連合会

平成 30 年度第 4 回調査及び広報推進委員会議事録

開催日時 平成 31 年 3 月 18 日(月) 13 : 30～
開催会場 中央区立環境情報センター 第 2 研修室
出席者

委員

全国木材資源リサイクル協会連合会	原 信男 委員長
(株) グーン	桑野 俊 委員
住友林業(株)	矢吹 賢二 委員
JFEエンジニアリング(株)	大平 勝彦 委員

地域委員

北日本協会事務局	高橋 秀孝 委員	(株)クリーンシステム
関東協会事務局	荒川 陽一 委員	
近畿協会事務局	田淵 茂雄 委員	木材開発(株)
中四国協会事務局	岡崎 博紀 委員	(有)赤碕清掃
九州協会事務局	河野 秀彦 委員	中山産業(株)

欠席委員

フルハシEPO(株) (東海協会兼務)	三崎 隆照 委員
(株)エコグリーン	佐久間 慎一 委員
ホクザイ運輸(株)	芦塚 雄介 委員
住友大阪セメント(株)	土橋 真 委員

(プレス)	日報ビジネス(株)	徳永 杉太
	環境新聞	黒岩 修

(事務局)	全国連合会	十川 有子
-------	-------	-------

<会議概要>

議事要旨

1. 2019 年度事業計画及び重点課題について

- ・第 3 回理事会 (2019/2/6) において、定款における事業の種類の文言変更の提案があった。この案件を検討するために、委員長より定款の確認・説明があった。そ

のうえで、

第5条(1) 木材資源等の再利用に関する、出版物、ホームページ等による普及啓発事業
(2) 木材資源等の再利用に関する環境保全のための、イベント、セミナー、シンポジウム、講演等の開催事業

(3) 木材資源等の再利用に関連する法案整備のための調査、研究事業

と変更すること、併せて、

第3条内の啓蒙を啓発に、第4条内の子供を子どもに変更することを4月の理事会に諮ることとした。

- ・原委員長、河野地域委員が出席した「平成30年度災害廃棄物再生利用促進調査検討業務意見交換会」(3/5 大阪、3/8 東京) に関して委員長より報告があった。

- ・理事会において、ヤードの調査も必要だとの意見があったが、現場の皆さんの意見を聞きたい。(委員長)

- ・母材・チップは循環させることが原則なので、チップメーカーとしてヤードのストック量を調べる意味はない(河野委員)

- ・災害時の排出量は尋常ではないので、民間だけで処理できるものではない。国や自治体が対応を考えるべきことだ。(桑野委員)

- ・この調査を行う意味・必要はない。むしろ災害時には保管容量の許可を拡大してもらえよう要望を出すことの方が必要だ(矢吹委員)

- ・毎年行っている「木質チップ等生産会員実態調査」「木質バイオマス需要調査」に、災害時の木くず処理に関するアンケートを追加したい。(委員長)

- ・アンケートの修正点として、『生産会員実態調査』では、協力するために必要なことを協力するために望むことに変更し、選択肢に「輸送の確保」「選別の実施」を追加。できない理由に「輸送の確保ができない」を追加。『需要調査』では、協力するために必要なことを協力するために望むことに変更し、できない理由の選択肢に「既存先との調整ができない」を追加することとなった。

- ・2019年度先進地視察は、中四国エリアにて、理事会と同時に行うことを前提に日程・行程を調整することとする。

- ・日本木工機械工業会より依頼のあった「ウッドワンダーランド2019」への出展は、出展の判断を含めて東海協会に一任する。ただし出展した場合の費用は連合会で負担する。

2. 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領について

- ・FIT事業者認定に関する取扱いについて、今後連合会が申請を受付ける事業者は連合会会員に限定し、既に認定した事業者については原則として連合会への入会を条件とする旨の見直し案の説明があった。

・北日本協会では、昨年9月の理事会で、管理監督強化のために会員以外の認定はやめようと思った。現在ほとんどが継続だが非会員が4、5社あり、直近では5月に審査が2件ある。ここには既に「入会しなければ認定できない」と電話で打診している。(高橋委員)

・関東では純粋な非会員以外にも会員の系列会社、会員の集合体などの非会員がある。こういったところは認定しないわけにはいかないため、原則としてということにせざるを得ない。東海と中四国は全てが会員なので問題はない。(委員長)

・近畿はほとんど非会員で、継続の手続きは去年にほぼ終了した。認定事業者に対して変更についての話はできるが、入会しなければ継続認定はできないという話は通るのか。(田淵委員)

・入会はあくまで原則なので、事業者に対して一度アクションを起こしてもらえばよい。一度継続認定してしまった事業者に入会を強制できないので、お勧めするというくらいの感じでいいだろう。(委員長)

・九州も非会員が多いが、認定は出しても会員になる必要のない事業者もある。(河野委員)

・そもそも会員でないと認定しないと言ってもいいものか(田淵委員)

・それは認定団体の任意で構わない。会員などではない事業者は、日本ガス機器検査協会が受け入れることになっているので問題はない。他の認定団体も、自分のところの会員以外は受け入れないという話を聞いた。現場確認などを行い責任をもって認定を出すには、数を制限せざるを得ない。(委員長)

・現行の条文の改正点について、資料の案の通り変更することを理事会に報告することとした。また、「発電利用に供する木質バイオマスに係る事業者等認定実施要領施行細則」の「7.非会員の扱い」を変更することが了承された。

・「間伐材等由来木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式」の変更について、資料にある連合会の提案が了承され、注記に「表示の価格は平成31年4月1日時点のものです」と書き加えることが決まった。

・「[別記—4] (間伐材等由来木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式)」についても、会議資料に掲載した連合会の改定提案が了承された。

・2/27 国際バイオマス展で行われた林野庁事業成果報告セミナーに矢吹委員、高橋委員が出席し、その報告会の概要説明があった。

・認定団体は認定した事業者に対し、しっかりと監督・指導をしてほしいとのことだった(高橋委員)

・資源エネルギー庁から発電所に向けて、「材をしっかり確認してほしい」「場合によっては認定を取り消す」といった通知があったと聞く。メーカーにも同様に通知を出すという話があるが、4800もの事業者にどうやって出すのか。もしくは認定団体に出

すのか。(委員長)

・「注意すべき事例」に、証明書の発行タイミングは納入の都度ということになっているが…。(河野委員)

・本来は一つに一つの証明書が必要だが、数が多いためひと月々でまとめて出しているところもある。これは望ましくないということ。(委員長)

・その証明書も様式が決まっていないため、納品書で済ましているところや項目に漏れがある証明書もかなりある。様式の統一が必要だ。(高橋委員)

・以前は月まとめて証明書の発行が許されていた。先日参加したあるセミナーでは、現在は1対1が原則だが、皆さんの声が大きいのので月ごとの証明書発行を許可するようにしたいという話が出た。現行の規則に則るなら、トラック1台1台の納品書が証明書も兼ねているものもいい。(大平委員)

・現場名までは書けないが、チップ工場が発電所に出すものとして、3枚綴りのものをトラック1台ごとに提出させて、月まとめても証明書を出すことにしている。(矢吹委員)

・全木り連の名称と番号を入れたものを作って会員に販売してはどうか。(矢吹委員)

・[別記-4]の5.6.はどう必要なのか…。(大平委員)

・林野庁に出す際に、5.6.は証明の必要はないが、木材の取扱総量には建廃も入っているため参考としてこういう表現になる。(委員長)

3.その他

【河道内樹木の取扱】

・国交省から「官民連携による堆積土砂の掘削及び河道内樹木の伐採の推進について」という書面が出されている。治水対策を目的とした河道内樹木の伐採を進めるうえで、伐採するためのコストダウンが狙いだが、連合会で対応できるかという問い合わせがあった。国は処理費を抑えたいが、処理費がなければ難しいと返答した。国が昨年発電所にヒアリングしたところ、反応はあまり良くなかったらしい。ある事例で、断木代は0円、枝葉は産廃として出して処理費は国交省が支出したと聞いた。チップ工場着で5~6000円/tで買い、チップは製紙用として9000~10,000円で売れたそうだ。

1本3000円以下の丸太でない取引は無理だと言っていたが、一般木質で6~7000円の取引をしているそうだ。連合会会員でやれるだろうか。(委員長)

・本当に樹木だけなのか。42円なら考えないでもないが。(桑野委員)

・あくまで一般木質だ。(委員長)

・実際は竹が多い。(河野委員)

・ある例では処理費ではなく伐採の作業賃を取っていると聞いた。そのためマニフェストはないらしい。(委員長)

・伐採する人もFITの認定を取らなければならないため、建設会社では難しいのではないか。(河野委員)

・それに関しては30年6月に、所有者の由来証明があれば一般木質であり、都道府

県の認定団体であれば可能であると通知が出ている。(委員長)

- ・発電所は、一般木質として PKS や輸入チップと同じような価格で受け入れられないのかという質問もあった。(委員長)

- ・カロリーや品質が違ふし、土や灰の排出も多い。供給の安定性も違ふ。チップが不足すれば使うかもしれないが、好んで買うユーザーはいない。(矢吹委員)

- ・我々は処分業であるため、処理費を貰えなければ無理であると改めて返答することとした。

【2019 年度通常総会及び講演会について】

- ・講演会を二つ行おうと考えている。一つは理事長からの意見で、働き方改革について。もう一つは東大の名誉教授である有馬先生に木材のカスケード利用の話をお願いし、こちらは確約を頂いている。

【「適合チップ認定制度」について】

- ・4 月から全国展開をとも考えていたが、皆さんから頂いている意見について議論を重ねて、もう少し課題を検討してから制度を展開することとする。先に制度を開始した関東では、昨年末から異物混入トラブルが増えてしまい、非常事態宣言を出すことになっている。

- ・災害対策と適合チップ認定について議論をしながら、今後も調査広報委員会を進めていく。

《次回予定》 2019 年 6 月 26 日(水) 14:30～ 会場未定
その後懇親会を開催